

平成23年度 第1回

# 大阪府都市計画審議会 会議録

日 時：平成23年8月1日（月）

午後2時～午後3時15分

場 所：大阪府中央区大手前二丁目1番7号

大阪赤十字会館3階 301号室

# 議 題

## 【審議案件】

議第 3 1 7 号「東部大阪都市計画道路の変更」について

議第 3 1 8 号「南部大阪都市計画用途地域の変更」について

議第 3 1 9 号「大阪府景観計画の変更」について

## 【報告案件】

都市計画公園・緑地の見直しについて

平成23年度 第1回大阪府都市計画審議会委員名簿

番号	資格	氏名	職名	出欠	備考
1	学識経験の者 あ 経 験 者	岡田 憲夫	京都大学教授	出	会長
2		小林 潔司	京都大学教授	出	会長代理
3		松室 猛	地方行政研究会会長	出	
4		児島 亜紀子	大阪府立大学教授	出	
5		溝畑 朗	大阪府立大学教授	出	
6		嘉名 光市	大阪市立大学准教授	出	
7		荻田 緋佐子	大阪商工会議所女性会参与	出	
8		西村 多嘉子	大阪商業大学教授	出	
9		赤津 加奈美	弁護士	出	
10		井川 勝巳	大阪府農業会議会長	出	
11		増田 昇	大阪府立大学教授	出	
12		新田 保次	大阪大学教授	出	
13	関係行政機関 の 職 員	塚本 和男	近畿農政局長	出	代理:農村振興課長 佐藤 吉信
14		永塚 誠一	近畿経済産業局長	出	代理:地域開発室長 藤下 康
15		上総 周平	近畿地方整備局長	出	代理:広域計画課長 大嶋 勝彦
16		原 喜信	近畿運輸局長	出	代理:交通企画課長 浪越 祐介
17		舟本 馨	大阪府警察本部長	欠	
18	府 議 会 議 員	置田 浩之	府議会議員(維新)	出	
19		松本 利明	府議会議員(維新)	出	
20		鈴木 憲	府議会議員(維新)	出	
21		堀口 和弘	府議会議員(維新)	欠	
22		三浦 寿子	府議会議員(公明)	出	
23		杉本 武	府議会議員(公明)	出	
24		北川 法夫	府議会議員(自民)	出	
25		前田 佳則	府議会議員(民主)	出	
26	市町村の長を 代表する者	向井 通彦	大阪府市長会会長	欠	
27		中 和博	大阪府町村長会会長	欠	
28	市町村議会の 議長を代表 する者	日高 哲生	大阪府市議会議長会会長	出	
29		秋元 美智子	大阪府町村議長会会長	出	
30	大阪市長及び 大阪市会議長	平松 邦夫	大阪市長	出	代理:計画調整局長 北村 英和
31		大内 啓治	大阪市会議長	出	

※ 委員31名中27名出席

平成23年度 第1回大阪府都市計画審議会幹事名簿

番号	職名	氏名	出欠	備考
1	都市整備部長	村上 毅	出	
2	都市整備部技監	田中 義宏	欠	
3	都市整備部次長	伏井 安信	欠	
4	都市整備総務課長	石木 慎一	欠	
5	事業管理室長	坂本 幸三	出	
6	総合計画課長	柴崎 啓二	出	臨時幹事:総合計画課参事 久保 幸太郎 臨時幹事: " 山城 徹也
7	市街地整備課長	磯崎 弘治	出	
8	交通道路室長	中根 慎治	※	臨時幹事:道路整備課参事 藪内 生死
9	河川室長	辰谷 義明	欠	
10	下水道室長	大屋 弘一	出	
11	公園課長	漆畑 良隆	出	
12	港湾局長	井上 博睦	※	臨時幹事:計画調整課長 廣瀬 博治
13	住宅まちづくり部長	佐野 裕俊	出	
14	住宅まちづくり部技監	横小路 敏弘	欠	
15	住宅まちづくり部理事	竹内 廣行	欠	
16	住宅まちづくり部次長	岡本 富士男	欠	
17	居住企画課長	越智 正一	欠	
18	建築指導室長	中嶋 俊行	出	
19	住宅経営室長	山下 久佳	欠	
20	危機管理室長	吉村 庄平	欠	
21	企画室長	酒井 隆行	欠	
22	市町村課長	堀井 善久	※	臨時幹事:市町村課総括主査 元木 一典
23	福祉総務課長	小原 理恵	欠	
24	健康医療総務課長	柴田 明彦	※	臨時幹事:健康医療総務課主査 浦畑 光代
25	環境衛生課長	桐山 晴光	欠	
26	商工労働総務課長	村上 和也	※	臨時幹事:商工労働総務課主査 藤岡 敏弘
27	みどり・都市環境室長	西山 潤二	出	
28	循環型社会推進室長	矢追 武	欠	
29	環境管理室長	笠松 正広	※	臨時幹事:環境保全課長 谷口 靖彦
30	農政室長	北宅 久友	※	臨時幹事:整備課参事 小林 勝
31	教委事務局教育総務企画課長	見浪 陽一	欠	
32	教委事務局施設財務課長	福本 芳次	※	臨時幹事:施設財務課課長補佐 羽柴 章司
33	教委事務局文化財保護課長	野口 雅昭	※	臨時幹事:文化財保護課副主査 岡田 賢
34	府警本部交通規制課長	小田 宮稔	欠	
35	建築指導室建築企画課長	藤井 重保	出	臨時幹事
36	環境農林水産部副理事	梶山 善弘	出	臨時幹事

※ 代理として任命した臨時幹事が出席

平成23年度 第1回大阪府都市計画審議会臨時幹事名簿

番号	職名	氏名	関連議案番号	出欠
1	四條畷市建設部長	吐田 昭治郎	議第317号	出
2	松原市都市整備部副理事 兼まちづくり推進課長	岩元 秀樹	議第318号	出



# 目 次

1 開会.....	1
2 議第317号「東部大阪都市計画道路の変更」について.....	2
3 議第318号「南部大阪都市計画用途地域の変更」について.....	4
4 議第319号「大阪府景観計画の変更」について.....	9
5 「都市計画公園・緑地の見直し」について.....	11





## 1 開会

午後 2 時開会

**【司会】** お待たせいたしました。それでは定刻となりましたので、ただ今から平成 23 年度第 1 回大阪府都市計画審議会を開催いたします。私は、本日の司会を務めます総合計画課の山本と申します。よろしくお願いいたします。それでは最初に、委員の皆様にお配りしております資料の確認をさせていただきます。お手元の配付資料をご覧ください。資料は 6 点でございます。1 点目、配付資料一覧及び委員配席表両面刷りでございます。2 点目、大阪府都市計画審議会条例及び規則でございます。3 点目、議題及び付議案件一覧並びに委員・幹事名簿でございます。4 点目、資料 1 「議案書」でございます。5 点目、資料 2 「審議会資料」でございます。6 点目、資料 3 「都市計画公園・緑地の見直しについて」でございます。以上でございます。なお、議案説明時の「パワーポイントの表示画面」を議案ごとにまとめました補助資料もお手元に配付させていただいております。漏れている資料はございませんでしょうか。

次に、本日は現委員数 31 名の方々のうち、26 名の委員のご出席をいただいておりますので、大阪府都市計画審議会条例第 5 条第 2 項の規定により、本審議会の定足数を満たしておりますことをご報告させていただきます。なお、本審議会は公開で行いますので、よろしくお願いいたします。それでは審議会の開会にあたりまして、都市整備部部長の村上からご挨拶をさせていただきます。

**【都市整備部長】（村上毅君）** 平成 23 年度第 1 回大阪府都市計画審議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶させていただきます。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。また、日頃から都市計画をはじめ、都市整備行政の推進に格別のご協力、ご指導をいただき厚く御礼申し上げます。

本日は、今年度初めての都市計画審議会であり新しく就任された委員もいらっしゃいますので、後ほど事務局からご紹介させていただきます。

さて、現在、東日本大震災からの復旧・復興に向け様々な取り組みが行われている中、大阪府におきましても、震災発生直後より職員派遣など被災地支援に取り組んでいるところでございます。都市整備部におきましても、新たな被害想定に基づき、防災計画の総点検を行い地域一帯となって様々な災害に備えた「減災のまちづくり」を進めてまいります。

また、都市基盤施設の将来計画・事業の見直しや、予防保全を中心とした維持管理の重点強化など、中長期的な視点からインフラマネジメントを行う上で、都市計画は非常に重要な役割を担っております。委員の皆様方におかれましては、ご専門の立場からご指導、ご支援を引き続きお願い申し上げます。

本日も審議いただく案件は、「東部大阪都市計画道路の変更」など 3 件、「都市計画公園・緑地の見直し」の 1 件の報告案件がございます。委員の皆様方には忌憚の無いご意見をいただきますようよろしくお願いいたします。簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

**【司会】** ありがとうございます。

引き続きまして、前回の審議会開催以降、新たに当審議会の委員にご就任いただきました皆様のご紹介をさせていただきます。はじめに、府議会議員の委員の方々をご紹介させていただきます。置田委員でございます。

**【置田委員】** 置田でございます。よろしくお願いいたします。

**【司会】** 松本委員でございます。

**【松本委員】** 松本でございます。よろしくお願いいたします。

**【司会】** 鈴木委員でございます。

**【鈴木委員】** 鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

**【司会】** 三浦委員でございます。

**【三浦委員】** 三浦でございます。よろしくお願いいたします。

**【司会】** 杉本委員でございます。

**【杉本委員】** 杉本でございます。よろしくお願いいたします。

**【司会】** 前田委員でございます。

**【前田委員】** 前田でございます。よろしくお願いいたします。

**【司会】** なお、堀口委員におかれましてはご都合によりご欠席でございます。また、北川委員におかれましては、昨年度に引き続きご就任いただいております。

続きまして大阪府市議会議長会会長の日高委員でございます。

**【日高委員】** 日高です。よろしくお願いいたします。

**【司会】** 大阪府町村議長会会長の秋元委員でございます。

**【秋元委員】** 秋元です。よろしくお願いいたします。

**【司会】** 大阪市会議長の内大委員でございます。

**【大内委員】** 大内です。よろしくお願いいたします。

**【司会】** なお、大阪府市長会会長の向井委員におかれましては、ご都合によりご欠席でございます。ご紹介は以上でございます。

それでは、岡田会長に議事進行をお願いしたいと存じます。岡田会長、よろしくお願いいたします。

## 2 議第 317 号「東部大阪都市計画道路の変更」について

**【会長】（岡田憲夫君）** 本審議会の会長を務めております岡田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。委員の皆様方には大変お暑い中、また、お忙しいところ、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

それでは、ただ今から平成 23 年度第 1 回大阪府都市計画審議会の議事に入ります。

今回ご審議いただきます案件は、あらかじめ皆様方のお手元にお届けいたしました議案書のとおり、「東部大阪都市計画道路の変更」を含みます 3 議案でございます。それでは、最初にご審議いただきますのは議第 317 号です。その内容につきまして幹事に説明をさせます。

**【幹事】（柴崎啓二君）** 幹事の柴崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、議第 317 号「東部大阪都市計画道路の変更」について説明いたします。「議案書」の 1 ページから 3 ページ、「資料」の 1 ページから 4 ページ及びスクリーンをご覧ください。本案件は、東部大阪都市計画道路 3・4・229-2 号国道 163 号線において、地域高規格道路の指定による道路形状及び一部区間の歩道計画の見直しに伴う道路幅員等の変更を行うものでございます。本計画は、大阪府と奈良県を結ぶ広域的な幹線道路として、寝屋川市堀溝一丁目から奈良県界の四條畷市大字下田原までの延長約 7,370 メートルで計画決定されたものであり、このうち清滝トンネルから奈良県界

までの約3,000メートルにおいて幅員変更等を行うものでございます。変更内容は大きく4点ございます。

1点目に、道路形状の見直しに関する変更内容について説明いたします。本路線は、大阪とけいはんな学研都市とを結ぶ重要なアクセス道路として、地域高規格道路に指定され、概ね時速60キロメートルのサービス速度を提供する路線に位置付けられたことから、道路構造令により、下田原西ランプから飯盛霊園前付近までの間につきまして、道路縦断勾配を6パーセントから5パーセントに見直すものでございます。この結果、本路線の路面高が現計画高よりも最大約5メートル高くなることから、道路構造を法面と擁壁を複合したものに變更する必要が生じたため、道路幅員が広がるものでございます。また、縦断勾配の變更により下田原ランプの本線接続位置についても西へ約40メートル移動することとなり、その間の道路幅員が広がるものであります。これらにより、下田原西ランプ付近から飯盛霊園前までの間の幅員については、25.5～54.0メートルであったものを35.9～55.6メートルに變更するものでございます。

2点目に、ランプ形状の變更について説明いたします。地域高規格道路として、より安全に本線と現道が接続できるよう、現道の国道163号との接続部分である清滝トンネル東側付近の下田原西ランプについては、自動車の本線から現道に接続するまでに滞留するための長さ、いわゆる滞留車線長と自動車が現道から本線に接続するまでに加速するための長さ、いわゆる加速車線長について必要な長さを確保するとともに、ランプと現道が接続する箇所を集約した形状に變更するものでございます。

3点目に、飯盛霊園付近の下田原ランプについて、現道の国道163号との交差点が5叉路の複雑な交差点形状で計画されていたものを、より安全で円滑な交通の流れを確保するため、信号設置による4叉路の交差点形状に變更するものでございます。

4点目に、歩道計画の變更内容について説明いたします。現計画の歩行者動線については、大阪側から清滝トンネル区間は奈良行き車線の北側に、トンネル東側では、横断歩道橋で本路線の南側にわたり、そのまま飯盛霊園前付近まで本路線の南側に、飯盛霊園前から奈良県界までは両側に、それぞれ計画されておりました。今回これらの区間について、一連で合理的な歩行者動線にするために、本路線南側の片側歩道に統一するものでございます。具体的には、トンネル区間では大阪行き車線を暫定2車線の対面通行で整備した際、歩道を南側に設置したことで、トンネル東側と連続性のある歩行者動線が確保されていることから、奈良行き車線の北側に計画していた歩道を大阪行き車線の南側に變更するものでございます。このため、奈良行き車線の幅員を11.5メートルから10.9メートルに、大阪行き車線の幅員を10.25メートルから12.3メートルにそれぞれ變更するものでございます。飯盛霊園前付近から奈良県界までの間については、本路線の南側に一部市街化された住宅などが集積していることに対して、北側は墓園や農地であることから、歩行者は概ね南側利用に限定されるため、本路線の南側の片側歩道とするものでございます。このため、この間の標準的な幅員については、25.0メートルであったものを21.5メートルに變更するものでございます。次に、この案件について公聴会での公述の申出及び都市計画法第17条の案の縦覧に対し、意見書の提出はございませんでした。説明は以上でございます。

**【会長】（岡田憲夫君）** ただ今、幹事から説明を受けましたこの議案につきまして、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。特にございませんでしょうか。それではないようですので、表決に入ります。議第317号を原案どおり承認することにつきまして、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**【会長】（岡田憲夫君）** ご異議がないようですので、原案どおり可決いたします。それでは次にご審議いただきますのは、議第318号です。その内容につきまして、幹事に説明をさせます。

### 3 議第318号「南部大阪都市計画用途地域の変更」について

**【幹事】（柴崎啓二君）** 次に、議第318号「南部大阪都市計画用途地域の変更」について説明いたします。資料1「議案書」の5ページから7ページ、資料2「審議会資料」の5ページから12ページ、添付資料としてパワーポイントの説明資料がございます。今回、用途地域を変更する対象としておりますのは、松原市の国道309号沿道地区と上田六丁目地区の2地区です。

それでは、309号沿道地区の用途地域の変更から説明いたします。309号沿道地区につきましては、平成23年5月に「みどりの風促進区域」に指定されたことを踏まえ、用途地域の変更を行うものです。みどりの風促進区域につきましては、本年2月の本審議会でもご報告をさせていただきましたが、新たにご就任いただいた委員もおられますので、改めて制度の概要から説明させていただきます。

まず、みどりの風促進区域の背景ですが、大阪府国土利用計画（第四次）において、セミパブリック空間を広げる理念や、海と山をつなぐ「みどりの風の軸」を創出する基本方針を位置付けたことを受け、本年2月の本審議会でご承認いただきました都市計画区域マスタープランにおいて「みどりの風促進区域」の指定を明記いたしました。さらに、昨年度ご報告させていただきました「みどりの大阪推進計画」におきましても、市街化区域において緑被率を20パーセント確保することや、みどりがあると感じる府民の割合を5割から8割に増やすなどの目標を達成するため、「みどり豊かな自然環境の保全・再生」や、「みどりの風を感じるネットワークの形成」など4つの基本戦略を示しており、その中の一つの取り組みとして「みどりの風促進区域」を指定することとしております。みどりの風促進区域のねらいは、緑化軸の形成による実感できるみどりを創出し、風とみどりの相乗効果によるクールスポットを形成し、みどりの風の軸を形成することでございます。そのような観点から、本区域は、主要河川や道路を軸に、沿線の民有地も含めまして、厚みのあるみどり豊かなセミパブリック空間を重点的に創出する区域であります。

本区域につきましては、3本の柱で取り組んでまいりたいと考えております。1つ目は「公共事業の重点化」でございます。2つ目は「周辺民有地の都市計画手法による緑化誘導」でございます。3つ目は「周辺民有地の緑化誘導策としての府民・企業等との協働」であり、この3本の柱の組み合わせにより、ねらいを達成しようと考えております。

次に、区域指定の考え方でございますが、市町村や周辺地域と連携した取り組みが可能な地域を中心に、みどりの骨格や海から山へ繋がる方向、緑被率が低いエリア、ヒートアイランド優先対策地域などの視点を総合的に評価し、その中にある主要道路、河川及びその沿線民有地を含む区域を指定しております。本年5月に指定いたしました「みどりの風促進区域」は、図のとおりでございます。促進区域の幅の考え方につきましては、ある地点における気温の影響が及ぶ範囲や樹木の視認性の視点から、道路・河川の境界から両側それぞれ100メートル程度としております。みどりの風促進区域におきましては、区域内の幹線道路・河川の緑化の重点化を行うとともに、周辺民有地においてはその一部で都市計画手法による緑化誘導を行い、さらに都市計画手法を活用しないエリアも含めて、区域全域で府民・企業等との協働による緑化誘導を進めてまいります。

次に、都市計画手法による緑化誘導の内容につきまして、説明いたします。

まず、幹線道路を軸とした沿道型の地区における容積率等の見直しの考え方として、大阪府国土利用計画（第四次）や都市計画区域マスタープランにお示ししました集約・連携型都市構造を強化するために、鉄道駅周辺の幹線道路や、市町村都市計画マスタープランにおいて、地域拠点や都市軸などの位置付けがある場合を中心として、用途地域の制限を見直すものとし、従来は用途地域緩和の見直しに対して、準防火地域指定とセットにしていたものを今回は用途地域の見直しと地区計画制度の併用によって、緑化推進と併せて接道部の空間確保、景観誘導や耐火性能の付与など、幹線道路沿道にふさわしいまちづくりをトータルで誘導することといたします。また、特に現に建て詰まっており、法定建ぺい率がネックとなり建て替えが進まないエリアについては、建て替えの促進効果も期待されます。

次に、誘導策の仕組みですが、府が容積率、建ぺい率を見直した上で、市町村が地区計画により要件を規定し、要件に適合する場合にのみ見直し後の容積率、建ぺい率を適用できるようにするというものでございます。この特徴は地区計画制度の導入により、緑化と併せてトータルでまちづくりの誘導が可能であること、それが強制でなく選択制であること、民間のまちづくり誘導のインセンティブになることとでございます。誘導の内容は、接道部のセットバック、緑視率の導入による接道部の見えるみどりの充実や緑化率の強化、建物の高さや間口、敷地規模等の制限による建築物のデザインや、耐火性能の強化などを定めることとしています。これを図示すると、スクリーンのようなイメージになります。これは容積率緩和によるイメージです。

続きまして、建ぺい率緩和によるイメージでございまして、緑視率を上げるための垂直緑化が設けられているイメージでございまして、この誘導策導入の効果は、大阪府自然環境保全条例の対象となっていない1,000平方メートル未満の建築敷地も含めて緑化を誘導することで、連続したみどりを創出できること、次に、建物立面に対するみどりの割合として、緑視率を採用することで見えるみどりの創出効果や建物表面を垂直方向のみどりで覆うことや、地面に木陰をつくることによりヒートアイランド対策の効果が期待できること、さらに、先ほど申し上げましたトータルのまちづくりにつながることと考えております。制度の説明につきましては以上でございます。

それでは、今回、協議が整いました松原市の「国道309号沿道地区」の変更内容について、説明いたします。表示の沿道両側25メートルまでの沿道地区で、「容積率200パーセント、建ぺい率60パーセント」から「容積率300パーセント、建ぺい率80パーセント」へ変更します。次に、拠点地区Aの松原市役所周辺の近隣商業地域について、容積率300パーセントから400パーセントへ変更します。さらに、拠点地区Bにつきましては、市の都市計画マスタープランで商業業務軸と位置付けている府道堺大和高田線沿道にあることから、「第二種住居地域、容積率200パーセント、建ぺい率60パーセント」を「近隣商業地域、容積率400パーセント、建ぺい率80パーセント」へ変更します。同時に、これらの用途地域の変更と併せて、松原市が先ほど説明いたしました弾力的な運用を受けるための要件を地区計画で定めることとしておりますが、本地区計画につきましては、去る7月14日に開催されました松原市都市計画審議会承認済でございます。なお、拠点地区B南側の表示の区域につきましては、現在の第二種住居地域を周辺の用途地域とあわせて第二種中高層住居専用地域へ変更します。みどりの風促進区域に係る「国道309号沿道地区」の用途地域の変更の説明につきましては以上でございます。今後、「みどりの風促進区域」における都市計画手法の活用につきましては、市町村との協議が整いました地区から順次手続きを進めていく予定です。

続きまして、みどりの風促進区域以外の案件であります「上田六丁目地区」の用途地域の変更につ

きまして、説明いたします。「上田六丁目地区」は、近鉄南大阪線の河内松原駅から東へ約500メートルに位置し、松原市都市計画マスタープランで、商業業務軸と位置付けられている府道堺大和高田線沿道にあることから、既存商業施設の操業環境を確保し、集約・連携型都市構造の強化を図るため、用途地域を第二種住居地域から近隣商業地域へ変更するものです。各地区の説明は以上です。南部大阪都市計画用途地域の変更につきまして、公聴会の公述人を募集したところ公述の申出はございませんでした。また、2週間、都市計画法第17条の都市計画案の縦覧を行いましたところ、意見書の提出はございませんでした。説明は以上でございます。ご審議、よろしくお願いいたします。

**【会長】（岡田憲夫君）** ただ今、幹事から説明を受けました本議案につきましてご意見、ご質問はございませんでしょうか。ご意見、ご質問はございませんでしょうか。どうぞ。

**【赤津委員】** 誘導策の概要3の図が分かりやすいと思います。容積率、建ぺい率を緩和して、当然空き地をつくってみどりを植えるということだろうと思います。そうすると、当然その建物を、身内であれば自分のその所有地を目一杯使おうというのが、普通の所有者の経済的な行動としては合理的だろうと思いますので、どうしても高い建物ができると思います。そうすると、せっかくその空き地にみどりを植えようということになっても、高い建物ばかりになって日陰ばかりになります。植物は日が当たらなければ、成長ができないわけですから、この高さ制限は大事なのではないかと思います。この高さ制限については、高さ制限と書いているだけなので、具体的にどのようなことをお考えなのでしょうか。特に、建築基準法で既存の高さ制限以上の何か特別な規制などを考えておられるのか、お聞きします。

**【会長】（岡田憲夫君）** それでは、幹事のほうから説明をお願いします。

**【幹事】（柴崎啓二君）** 「資料」の11ページをご覧ください。国道309号につきましては、松原市の地区計画の規定になります。例えば、沿道地区の容積率の関係でしたら（7）の建築物の高さが20メートル以下になります。拠点地区でしたら、建築物の高さが31メートル以下ということになっております。

**【赤津委員】** その20とか30とかはどこに書いているのですか。

**【幹事】（柴崎啓二君）** 資料2の11ページです。議第318号の「○関連する都市計画」です。これは、松原市決定の地区計画の概要でございます。例えば沿道地区で言いますと、容積率の最高限度の（7）では、建築物の高さが20メートル以下、拠点地区のような商業業務地域で、ある程度容積を緩和することもできる場所につきましては、31メートル以下と規定しております。前面が大きな道路になりますので、そういった日陰ということについては、特段問題ないと考えております。

**【赤津委員】** 私は建築専門ではありませんが、高さ20メートルというと7階建てぐらいは建てられると思います。30メートルというと、ちょっと苦しいかも知れませんが、10階建てぐらい建てられると思います。今問題になっている辺りは、駅前の部分はあれかもしれませんが、3分歩けば田んぼの中というようなところも多かったように私は記憶しています。そうしますと、全国的に今、高層マンション問題などが問題になっている中で、大体5階以上10階建て以下ぐらいの中規模のマンションが今まで田園的だったところに、かえて林立することになって、それがみどりの風構想につながるのかなというのが、正直言って疑問です。

**【幹事】（柴崎啓二君）** 今申し上げた都市計画誘導の地域は、みどりの風促進区域の全域ではなくて、25メートル程度の広い幹線道路の両サイド一皮だけを都市計画誘導をするということですので、3分も歩けば当然25メートル以上、100メートルくらい行ってしまいますけれども、そう

いうところまで誘導をするということではなくて、あくまで幹線道路に面した一面だけを高さの誘導をするということです。

**【赤津委員】** そうすると、幹線道路沿道25メートルに中高層マンションを誘導することと、みどりを増やすということとはどのように結びついてくるのでしょうか。

**【幹事】（柴崎啓二君）** セットバックさせることでみどりを植えるスペースをつくるということが、まず、1つでございます。そして、みどりの風の軸を太くすることで、風の通りやすい通りをつくっていくという考え方がこのみどりの風の考え方といいますか、みどりの大阪推進計画などで謳われている施策でございます。

**【赤津委員】** だんだん分かってきましたが、そうすると私のイメージでは、幹線道路の両側25メートルには人工的に植えられた街路樹の細長い林のようなものができるけれども、それよりすぐ外ですね。その細長い街路樹の向こうは大体5階建てから7階建ての建物が、今回であればマンションになるだろうと思いますが、林立するというのはいさい風景を考えられておられるわけでしょうか。

**【幹事】（柴崎啓二君）** 林立するというよりも、従来でしたら道路沿道の街路樹だけであったものが、歩道の反対側の民地側にも植栽を植えることで、セミパブリック空間も含めた歩行者空間が豊かになるという考え方です。例えば、（スクリーンの）4ページは、国土利用計画ですけれども、民有地と公有地の間のセットバックした空間で、セミパブリック空間をつくります。それにより、もう少しボリュームのあるみどりをつくるという考え方が、みどりの風促進計画の考え方です。

**【会長】（岡田憲夫君）** 赤津先生、よろしいでしょうか。

**【赤津委員】** ちょっと私の理解が間違っていたみたいですが、そうすると、容積率を緩和して民有地に緑地を誘導するという事は、みどりの風の主要な目的ではないということですか。むしろ道路沿道の街路樹などの幅を広げることが誘導策の主な中身ということになるのでしょうか。

**【幹事】（柴崎啓二君）** 公有地はスペースが限られており、そこでできるみどりの対策が街路樹などの従来のそういう対策になります。もちろん、それも充実させるということは、このみどりの風促進計画の柱の1つです。それとは別に、民有地側でも、みどりの充実を図ることで、トータルとしてセミパブリック空間も使った大きなみどりの充実を図っていくということが今回の考え方です。

**【赤津委員】** 結局、道路沿道等の街路樹の幅を広げてセットバックをすることと引き替えにその後背地の民有地の建ぺい率と容積率を緩和するという事で、トレードオフみたいなことを考えておられるのでしょうか、財産的に。

**【幹事】（柴崎啓二君）** 財産は、セットバックしても民有地は民有地のままでございます。

**【赤津委員】** そういうことではなくて、ただ単にセットバックだけされますと従来の容積率と建ぺい率だけでセットバックをするということになれば、当然その敷地が狭くなった上に、建てられる建物の総床面積も減りますよね。ただ、セットバックをして敷地面積が減ったとしても、容積率、建ぺい率、特に容積率を緩和したことで建てられる建物の総床面積が増えるから、それで私的な所有権としては問題ないのではないだろうか、というように容積率、建ぺい率の緩和とこの沿道のみどりとというのは関係づけられることになるという理解で良いのでしょうか。

**【幹事】（柴崎啓二君）** 良いと思います。ただそれはあくまで選択制でございます。従来のようなセットバックはないままの建替えももちろん選択できますけれども、セットバックも選択できるという今回のこの考え方になっております。

**【会長】（岡田憲夫君）** 増田委員、どうぞ。

**【増田委員】** 今の考え方で良いと思いますが、インセンティブを与えて、元々幹線道路ですから、ある一定の道路空間としての空間量を持っているわけですね。歩道も車道も含めて。それである一定の風の流通空間になるわけです。さらに民有地の中で容積率あるいは建ぺい率の緩和というインセンティブを与えてセットバック空間を選択すれば、そこに歩道空間と一体となった厚みのある緑化が導入できます。それが両サイドに導入できれば、それが風の通り道になっていくだろうという考え方でいいですね。ただし、容積率、建ぺい率を緩和することを促進区域として指定された田園などですべて容積率、建ぺい率を緩和するのではなくて、今日も出ていますように、松原市では、拠点都市としての拠点地区であったり、都市軸として位置付けられているところという、そんな都市の中で集約化をする場所について、特に今日のご提案をいただいているということです。ただ、集約化を図りつつ道路沿いの空間量も確保していこうというので、今日ご提案いただいているということです。

**【会長】（岡田憲夫君）** 増田先生、説明ありがとうございます。その他、何かご意見、ご質問等はありませんか。もしなければ、赤津委員からのご質問はご異議ということではないと理解させていただいてよろしいでしょうか。

**【赤津委員】** どちらかという限りなく異議に近いです。建ぺい率、容積率を緩和することで緑地を確保しようというのは、ちょっと前の総合何とかで大分言われたと思います。規模は違いますが、結局、総合設計制度で、町中にみどりが確保されたかということ、もう10年ぐらい経っていると思いますが、明らかだと思います。それを郊外にまで広げたものになるのではないかなと私は思います。私としては限りなく異議に近い意見として記録しておいて下さい。

**【会長】（岡田憲夫君）** ご異議ならご異議とされた方が。

**【赤津委員】** では、そうさせていただきます。

**【会長】（岡田憲夫君）** はい。私から確認の意味も含めて、事務局にもう一度説明をお願いします。これは府の役割と市の役割の両方があると思いますけれども、今、赤津委員からご質問があったのは、その両方に関わるとは思います。もう一度、先ほどご説明いただいた府の役割と市の役割、そして、既に市では審議会を終えておられるというご説明があったと思います。その点をもう一度確認のために質問させていただきます。

**【幹事】（柴崎啓二君）** （スクリーンの）14ページの誘導の仕組みでございますが、まずそのもととなります容積率、建ぺい率をまず大阪府が緩和します。そのあとで、松原市が緩和を適応できる条件を定めます。それが地区計画でございまして、この場合は先ほど申し上げたセットバックをして緑化の充実を図ると、容積率や建ぺい率について、われわれが今回ご提案させていただいてます緩和規定を利用できるという形になっております。先ほど申し上げましたように、市の都計審では7月14日にその形でご審議をいただいて決定しております。参考までに、特に建ぺい率の緩和につきましては、現在、いわゆる既存不適格の物件も非常に多くございまして、そういったところについての建て替え促進を促す意味で建ぺい率の緩和というのは非常に意味を持っております。建ぺい率の緩和により新しく建て替えることで防災性能も上がりますし、また緑化の充実も図れるといったことも考えてトータルでのまちづくりで良い方向に寄与すると、考えております。

**【会長】（岡田憲夫君）** ありがとうございます。この時点でもう一度赤津委員にお尋ねしますが、ご異議があると理解してよろしいでしょうか。

**【赤津委員】** 結論から言いますとそうです。今までのご説明を全部聞いても、私は説得されません。おそらくこの説明が続くのであればたぶん説得はされません。都市計画審議会に関しては、良くシャンシャンだと言われますけれども、私は自分が納得できないことについてはちゃんと意見を申し



上げようと思っておりますし、共謀共同正犯になるつもりはありませんので、異議ということをお願いいたします。

**【会長】（岡田憲夫君）** 分かりました。それではご異議があるということですね。その他ご意見ございますか。よろしいでしょうか。それでは、本議案につきましてはご異議がございますので採決をいたします。議第318号を原案どおり承認することにつきまして、賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

それでは挙手多数ですので、この議案は原案どおり可決されました。

それでは、次にご審議いただきますのは議第319号です。その内容につきまして幹事に説明させていただきます。

#### 4 議第319号「大阪府景観計画の変更」について

**【幹事】（藤井重保君）** 建築企画課長の藤井でございます。よろしくお願いたします。議第319号「大阪府景観計画の変更」につきましてご説明いたします。議案書の9ページから63ページが大阪府景観計画の変更です。その中でも、今回追加する湾岸軸につきましては52ページから63ページ、資料の13ページから15ページでございます。

まずは、これまでの経過につきまして、ご説明いたします。本府では、平成10年に「大阪府景観条例」を制定し、景観形成の取組みを進めて参りました。平成17年6月に景観法の全面施行を受け、平成20年4月に景観法委任条例として改正、10月に景観計画を策定し、第1次指定として、7区域を景観計画区域に指定いたしました。さらに第2次指定として、平成22年度に4区域を追加指定いたしました。今回は、更に第3次指定として湾岸軸の大阪湾岸区域を追加指定しようとするものです。

次に、景観計画策定の流れについて説明いたします。本日、本審議会に提示しております案につきましては、大阪府景観条例に基づき設置しました景観審議会での審議を経て作成いたしました。景観法では、景観計画策定までの手続きとして、パブリックコメント等による住民意見、また関係市町村及び都市計画審議会の意見を聴くことが義務付けられております。また、景観計画は、景観法において、都市計画区域における整備、開発及び保全の方針、いわゆる都市計画区域マスタープランと適合することと規定されており、本日は都市計画との適合の観点からご意見を伺うものです。

次に、景観計画で定める事項について説明いたします。必須事項としまして、計画の区域、そしてその区域における景観形成の方針、届出対象に対する規制のもととなる行為の制限の基準等を定め、さらに、必要に応じ、屋外広告物の表示等に関する事項等を定めることができるとされております。

次に、既に景観計画に定めている区域について、説明いたします。議案書の11ページから13ページでございます。景観法において、景観計画の策定主体は、景観行政団体と定められており、景観行政団体は、政令市、中核市、都道府県となっております。このほか、都道府県知事の同意を得た市町村は景観行政団体となることができます。赤色ハッチの部分が、現在、府内の景観行政団体である12市町で、ピンク色ハッチの部分が独自の景観条例を制定している2市でございます。これらの市町については、それぞれの景観計画が優先され、府の景観計画の対象外となります。景観計画区域といたしましては、ご覧のとおり道路軸、河川軸、山並み・緑地軸の計11区域を指定しております。

次に今回、第三次指定として定める景観計画について、説明いたします。景観計画としてはこれま

で自然要素として河川軸、山並み・緑地軸を指定してきましたが、最後の自然要素となる湾岸軸として、水色で示すエリアを大阪湾岸区域として新たに追加するものです。

次に、今回指定する区域について説明いたします。こちらが新たに景観計画区域に追加しようとしている「大阪湾岸区域」の区域図で、青色で塗られた枠内が指定する範囲です。指定する区域は、区域境界の明確性、地域の連続性、土地利用等を考慮して、大阪湾の水際から概ね500メートル付近の幹線道路等の地形地物で区切られたエリアと、一部、沿岸に商業系の大規模な建築物の立地が想定されるエリアを含めており、このうち、大阪市、堺市、岸和田市、泉佐野市域を除きます。

次に、良好な景観の形成に関する方針について説明いたします。区域全体の目標としては、「海外からの玄関口にふさわしい魅力ある湾岸部の都市景観、産業景観をつくりだすとともに、海への魅力的で開放的な空間を形成する」こととして、広域的観点から良好な景観を誘導することとしております。その目標を達成するための景観づくりの方針として、地域全体で取組む方針を定めさらに場所を活かす方針を順次定めております。そして、公共施設等及び公益施設の景観形成の方針を定めております。今回の指定では、北部区域と南部区域、更に北部区域については、特に大規模工場が立地する区域とそれ以外の区域で分け、それぞれの景観や土地利用の特性を踏まえ、景観づくりの目標を定めております。

北部の1つ目の区域は、大阪湾岸北部の高石市から泉南市の工業専用、工業地域を除く地域で、写真で代表されるような集合住宅や商業施設、比較的小規模な工場や倉庫群が立地する区域です。

北部の2つ目の区域は大阪湾岸北部の高石市から泉南市の工業専用、工業地域で写真で代表されるような大規模な工場が多く立地する区域です。以上の地域特性を踏まえ、北部では、「海外からの玄関口となる関西国際空港から都心にいたるルートや海から見られることを意識した景観づくりに配慮する」、「大規模な埋立事業により人々の意識から離れていった海辺の再生を図るための港湾の良好な環境整備や親水空間などを活かし、人々に安らぎや癒しを与え、憩いの場となる景観づくりを進める」ことを目標としております。

次に、南部は、大阪湾岸南部の阪南市、岬町で、写真で代表されるような古くからの住宅地で戸建てが多く見られたり、大阪府唯一の自然海岸、海水浴場や漁港等が立地する区域です。このような地区特性を踏まえ、南部では、「水辺とふれあえる海浜公園、自然海岸などの自然の保全とこれらの親水空間との調和を意識した景観づくりを行う」ことを目標としております。

次に、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項について説明いたします。区域内で建築行為等を行う際には、この基準を遵守して頂く義務があり、届出によりその計画内容を確認することになります。基準に適合しない場合には、指導、勧告、変更命令等の措置を講ずることとなります。今回の区域においては、先ほども説明したとおり、地区の特性を考慮し、基準を定めております。詳しくは議案書の56ページから59ページです。

まず、大阪湾岸区域共通の項目といたしまして、長大な壁面等へは、分節等により単調にならないような工夫をするとともに、海辺、幹線道路、対岸等からの見え方への配慮や、海辺の特性を考慮した色彩制限、緑化への配慮、海辺に接する敷地の敷地緑化への配慮を求めています。

次に、地域特性に応じた項目としまして、湾岸北部の2つの地域につきましては、現に工場やプラント施設が立地しているため、受水槽、変電設備、プラント設備及び資材置き場等への見え方への配慮や、長大な壁面には、共通項目とは別に凹凸化、アクセントとなる色彩の使用などによる配慮を求めています。なお、色彩規制につきましては、地域の魅力向上につながる施設と認められる場合や、地区計画等において色彩基準を設ける場合は、適用いたしません。湾岸北部のうち大規模工場やプラ

ント施設が特に多く見られる、主に工業専用、工業地域につきましては、今後もそのような施設の建築が想定され、不特定多数の人が近寄ることは少なく、中景、遠景が中心となるため、一部の規制につきましては努力義務としております。

次に届出の対象となる行為及び規模について説明いたします。議案書の62ページです。大阪府景観条例及び施行規則では、広域的観点から大規模なものを対象に良好な景観を誘導することを目標とし、届出対象の行為及び規模について規定しております。まず、行為につきましては、新築・増築等又は色彩の変更を行うものを対象とし、また、規模につきましては、高さが20メートルを超えるもの、又は建築面積、築造面積が2,000平方メートルを超える建築物や煙突等の工作物が対象となります。また、今回、大規模な工場が立地している地域では、一定の基準を満たす小規模な建築は、景観に与える影響が少ないことから、届出対象外としております。最後に、これまでの経過及び今後の予定でございますが、5月から実施しました、パブリックコメント及び市町村長への意見聴取につきましては、修正にかかるご意見、ご要望等はございませんでした。本日の都市計画審議会の意見聴取を受けて、今後8月中を目途に、景観計画を変更、公表し、11月には施行したいと考えております。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

**【会長】（岡田憲夫君）** ただいま幹事から説明を受けました本議案につきまして、ご意見、ご質問を伺いたいと思いますが、本議案につきましては、景観法の規定に基づいてこの都市計画審議会で意見を聴くことになっており、そのような趣旨で今、ご意見、ご質問を伺うところでございます。特にご意見ございませんでしょうか。もしご意見がない場合は、意見なしということで、審議会として回答するとなりますが、意見なしということでお諮りしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**【会長】（岡田憲夫君）** 本件につきまして、意見なしということでお諮りしたいと思いますが、よろしいでしょうか。それでは、そのように取り計らせていただきたいと思います。本審議会の審議内容は終了いたしました。本日ご審議いただきました議案につきまして、直ちに事務局において必要な手続きを進めさせていただきます。

それでは、引き続きまして、「都市計画公園・緑地見直し」につきまして幹事から報告があります。

## 5 「都市計画公園・緑地の見直し」について

**【幹事】（久保幸太郎君）** 総合計画課参事の久保でございます。よろしくお願いいたします。それでは、「都市計画公園・緑地の見直し」につきまして、ご報告させていただきます。お手元に資料3をお配りしておりますが、本資料は、前方のスクリーンと同じものでございますので、スクリーンを用いてご説明させていただきます。

まず、はじめに大阪府域における都市計画公園・緑地の状況でございますが、平成22年3月末時点におきまして、大阪府域における全ての都市計画公園・緑地、約5,942ヘクタールのうち、約3割に当たります1,705ヘクタールが現在も未着手となっております。また、そのうち、都市計画決定後30年以上経過しているものの面積は、約88パーセントを占めております。

一方、平成22年3月時点での大阪府の住民一人当たりの都市公園面積は5.3平方メートルであり、3大都市圏では愛知県の7.3平方メートルに比べ低いものの東京都や神奈川県よりは若干高い状況でございます。しかしながら、都市公園法施行令において、都市公園の住民一人当たりの敷地面

積の標準は10平方メートル以上とされており、十分ではない状況でございます。また、みどりに対する府民の意識は、大阪府域全体のみどりについて「少ない」「ほとんどない」と感じる府民が約5割、都市部のみどりについては、約8割の府民が「少ない」「ほとんどない」と感じています。みどり豊かな都市として府民が必要だと考えているものは、「木陰で快適に歩ける歩道」や「公園などのくつろげる空間」「水辺に親しみやすくすることなどの公共側の取り組みに加えまして、「山や海の自然環境を守る」ことや「建物の壁面や屋上を緑化する」ことなど民間とも協働したみどりへの取り組みもあげられています。

「上位計画」につきましては、先ほどの議案でも触れさせていただきましたが、昨年に策定いたしました大阪府国土利用計画（第四次）におきまして、将来像として「みどり豊かで美しい大阪」を掲げ、都市づくりにおいて「みどり」を重要なテーマとして、位置付けております。

また、本年3月に策定しました北部・東部・南部大阪都市計画区域マスタープランにおきましても、みどりの大阪の推進として、様々な手法で緑地面積を確保し、府域面積の約4割以上の確保に努めることを明記しています。

さらに、平成21年に策定しました「みどりの大阪推進計画」におきましても、市街化区域の緑被率を20パーセント確保するなどを目標とした様々な戦略により府民実感のあるみどり施策を推進することといたしております。

一方で、大阪府における人口の動態は、今後、平成47年には、現在より117万人、比率にいたしますと約13パーセントの人口の減少が予測されております。また、今後の少子化、高齢化により、高齢者は現在の約1.5倍に増え、年少者は逆に現在の約7割に落ち込むと予測されており、公園緑地を利用する年齢層や利用形態も変わっていくことが予想されます。さらに、年々財政状況も厳しくなり、公園緑地の整備や管理に必要な予算は、ピーク時の平成7年度と比較しますと52パーセントも減少するなど相当厳しい状況となっており、現在の整備事業費を今後も維持できたとしても、現在都市計画決定されている公園緑地全ての整備を完了するのに、あと約160年もかかるという試算になります。加えて、先の東日本大震災の教訓や南海・東南海地震のリスクが高まる中、安全・安心への希求が一層高まっており、公園緑地が担う防災機能についても改めて検証する必要にせまられています。

次に、昨年度の都市計画道路の見直しの説明の際にも触れさせていただきましたが、平成17年に岩手県におきまして、60年以上未着手となっている都市計画道路の権利制限に対する損失補償を請求するという事件についての最高裁判所の判決がございました。補償については原告の主張は棄却されたものの、1人の裁判官から「60年をも超える長きにわたり建築制限が課せられる場合にその期間を考慮することなく、損失補償が必要ないとする考えは大いに疑問である」とする補足意見が出され建築制限に対する今までの考え方について、一石を投じる意見が示されております。これは、公園緑地においても同様の課題でございます。また、府域の都市計画公園緑地のうち市街化区域における未着手区域は、約880ヘクタールあり、そのうち、最近5年間の都市計画法第53条による建築許可の申請件数は620件にものぼり、67ヘクタールもの面積が対象となっております。さらに、現在宅地である面積は約230ヘクタールあり、整備用途のたたないこれらの民有地に制限をかけ続けている状況になっており、前述の補足意見と考えあわせますと、対処すべき大きな課題であると考えております。そのような状況から、北部・東部・南部大阪都市計画区域マスタープランにおきましては、都市計画施設等の見直しの方針として、公園・緑地についても、社会経済情勢に応じた見直しの必要があることを課題として取り上げ、今後の方針に、民有地緑化や既存の緑の保全などの地域制緑地を

一体的に評価する仕組みの検討を行うことを明記いたしました。以上のように、公園緑地が足りず、みどりも足りない中で人口減少、財政状況の悪化や防災リスクの高まりなどの背景を受け、長期の権利制限と防災リスクへの対応が必要という課題を踏まえ、都市づくりにおいて、みどりの施策を重要視し、「みどり」の充実を一層しっかりと行っていける現実性のある施策を展開するために、公共の取り組みだけではなく、民有地緑化や既存の緑の保全など、地域制緑地との一体的な評価の検討を含めて、公園緑地の見直しを行おうとするものでございます。

次に見直しを行う対象範囲ですが、都市公園は、徒歩圏内及び居住市町村等の日常生活圏を対象とした市町村公園と、一の市町村を越える広域生活圏を対象とした国や府などが設置管理する大規模公園に大別することができ、それぞれ、機能や規模等が異なることから、見直しについても別々の検討が望ましいと考えております。今年度は、府が設置管理を行い、都市計画権限をもつ府営公園を対象とする見直しの方針を策定してまいりたいと考えております。府営公園の状況につきましては、平成23年4月末時点におきまして、都市計画決定個所数17か所、面積約1,198ヘクタールのうち、約2割にあたります25.3ヘクタールが未着手となっております。

最後に、今後のスケジュールでございますが、今年度内に府営公園の見直し方針を策定してまいりたいと考えております。府営公園には、広域防災機能、レクリエーション機能、環境保全機能、景観形成機能など様々な機能があります。見直しにあたりましては、社会経済情勢の変化や、府民ニーズ、人口動向、上位計画との整合の観点などを踏まえ、これらの機能を多角的、総合的に評価する必要があるため、本審議会の委員の方々の専門的な見地からのご意見を別途いただきながら見直し方針案を策定してまいりたいと考えております。その上で、第2回の都市計画審議会の中で、ご報告させていただきまして、ご意見をいただきますとともに、パブリックコメントも実施した上で、見直し方針案を策定してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。説明は以上でございます。

**【会長】（岡田憲夫君）** ただいま報告案件の説明がございました。その中でもありましたが、専門的かつ集中的、機動的に検討を進めるために調査検討部会を設けたいと考えております。この設置の件も含めまして、ただいまの説明に関して、何かご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

**【松室委員】** 今、おっしゃった意味での意見ではありませんが、都市計画決定によって私権が制限されるということは随分あります。道路でもそうですし、この公園もそうですね。先ほど、最高裁の判決では60年以上放置されていましたが、却下されました。最高裁の判決ですから、法廷での最終決定だと思います。民間の感覚からすれば、これはやっぱり理解しがたいことです。60年間、権利制限ということに対して損失補償の必要がないとする考えは大いに疑問という傍論がついていますが、この傍論のほうが私は正しいと思います。ですから、今回、会長がおっしゃったように、公園の見直しにつきましても、勇気をもってどんどんやっていただきたいと思います。決して公園は要らないというわけではありません。160年かかるという話が先ほどありました。今の計画を全部するのでしょうか。そこまでは待てませんので、臨機応変の対応も含めて是非ご検討いただきたいということを、要望として申し上げておきます。以上です。

**【会長】（岡田憲夫君）** ありがとうございます。ただいまのご要望につきましても議事録に留めさせていただくと同時に、今後検討を進めていく上で是非活かさせていただきたいと思います。その他、ご意見等はありませんか。

**【前田委員】** 本日の案件は、全部気になっているのですが、パブコメの意見がほとんど出ていないと思われま。パブコメの方法をどのような形でやられてきたのか、そして、最後の緑地の見直しにつきましてもパブコメを今後どのような形で進められるのか、お教えいただきたいと思。い。ます。

**【会長】（岡田憲夫君）** それでは幹事からお願いします。

**【幹事】（久保幸太郎君）** 前回の道路の見直しの場合と同じように今のところ考えています。一応、見直しの方針案、考え方の整理ができましたら、ホームページに掲載いたしまして、一定期間、検討の趣旨と意義と内容について掲載させていただいた後、提出されました意見に対して、大阪府の考え方を付して再度、公表することを考えております。

**【会長】（岡田憲夫君）** よろしいでしょうか。

**【前田委員】** ホームページ等の閲覧数は、大体で良いのですがどれくらいありますか。

**【会長】（岡田憲夫君）** すぐに、わかりますか。

**【幹事】（久保幸太郎君）** 申し訳ございません。トータル閲覧数については、今、データをもっておりません。昨年の道路の場合の意見は確か8件ございましたが、全体の母数は、申し訳ございませんがデータがございません。

**【会長】（岡田憲夫君）** よろしいでしょうか。せっかくパブリックコメントをしますので、できるだけ良い形でこの制度が活かされるように、いろいろな形で工夫が必要だと思います。今、いただいたご意見やアイデアも、是非事務局としても活かす形で進めていただきたいと思いますと会長として申し述べたいと思います。

その他、ご意見等はございませんか。それでは調査検討部会ですが、この設置につきましてご了承いただけますでしょうか。それでは、ご異議がないようですのでご了承いただいたとさせていただきます。この調査検討部会の委員につきまして当審議会委員から学識経験者の方々を中心に選任することとし、委員の選任につきましては会長の私にご一任いただけますでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**【会長】（岡田憲夫君）** ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきたいと思います。今の調査検討部会の設置と、私に委員の選任をお任せいただくことも含めてご了承いただきましたので、早急に調査検討部会を設け、来年2月には開催を予定しております次回の審議会で見直しの方針案としてご報告したいと考えます。委員各位のご協力をよろしくお願いしたいと思います。

なお、部会の委員の選任結果等につきましては、適宜、委員の皆様方にご報告をさせていただきたいと思っております。

それでは、これで、平成23年度第1回大阪都市計画審議会を閉会とさせていただきます。委員の皆様方には議事の進行にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

午後3時15分閉会